

平成 27 年度 (2015 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

A 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 5 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 27 年度（2015 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 以下の事実の概要を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

【事実の概要】

平成 20 年 3 月 31 日に公布され施行された A 県 F 市の F 市議会議員政治倫理条例は、4 条 1 項において、議員、その配偶者若しくは当該議員の 2 親等以内の親族（姻族を含む。）又は同居の親族が経営する企業及び議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、災害等特別な理由があるときを除き、F 市の工事等の請負契約、下請契約及び委託契約を辞退しなければならない旨規定している。また、4 条 3 項において、同条 1 項に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって当該企業の辞退届を徴するなどして提出するよう努めなければならない旨規定しており、同条 4 項によれば、上記の辞退届は、市長に提出し、その写しを議長に送付するものとされている（なお、同条 1 項においてその趣旨を尊重すべきものとされている地方自治法 92 条の 2 は、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者等又は主として同一の行為をする法人の取締役等となることができない旨規定し、同法 127 条 1 項は、これに違反した場合には、当該議員はその職を失う旨規定している。本件条例によれば、議員について本件条例 4 条に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては議員の選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の者の連署、議員にあっては議員の定数の 8 分の 1 以上の者の連署をもって、違反していると疑うに足りる事実の証拠資料を添えて、審査請求書により議長に審査請求をすることができ（5 条 1 項）、議長は、上記審査請求を受けたときは、10 日以内に F 市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、これにその審査を付託しなければならず（6 条 1 項）、審査会は、議長から上記の審査を付託されたときは、①上記審査請求の適否、②本件条例 4 条等に違反する行為の存否、③市議会において講ずべき措置の有無及びその内容について審査を行い、審査を付託された日から 90 日以内にその審査結果を議長に報告しなければならないとされている（7 条 1 項、6 項）。そして、議長は、上記審査結果の報告を受けたときは、速やかに当該審査結果を請求者及び審査対象議員に通知するとともに、市議会に諮り、これを市民に公表するものとされており（9 条 1 項）、また、議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために、

市議会に諮り、上記の違反行為があったと認められる議員に対して、①本件条例の規定を遵守させるための警告を発すること、②議員の辞職勧告を行うこと、③その他議長が必要と認める措置を講ずることができることとされている（同条2項）。なお、上記審査結果の公表は、市議会の広報誌への掲載をもって行うものとされている（F市議会議員政治倫理条例施行規則（平成20年F市議会規則第1号）10条）。

Xは、平成10年4月から同22年3月までの間、市議会の議員であった。A社（以下「本件会社」という。）は、土木建築請負等を業とする株式会社であり、Xの2親等以内の親族であるXの兄がその代表者を務めている。

本件会社は、平成20年10月9日に実施された入札により、F市との間で、報酬を520万5900円とする道路工事の請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。その後、本件会社は、本件請負契約を辞退することなく、上記道路工事に着手した。

F市の議員ら4名は、平成20年11月4日、Xが本件会社による本件請負契約の締結に関して本件条例4条3項に違反したとして、本件条例5条1項に基づき、議長に審査請求をした。

審査会は、Xにつき本件条例4条3項に違反する行為があったと認定し、市議会において本件条例の規定を遵守させるための警告を発する措置を講ずべき旨の審査結果を議長に報告した。その後、市議会の決議等を経て、議長は、同月31日、Xに対し、本件条例9条2項1号所定の警告（兄が経営する企業が辞退届を提出せず、また親族経営企業に辞退届を提出するよう働きかけなかったことはF市議会議員政治倫理条例4条3項に違反する旨）の措置を執るとともに、同年5月1日付けの市議会の広報誌に上記審査結果を掲載して、これを公表した。

【問い】

本件事案に含まれる憲法上の争点を抽出し、それについて論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

日本赤軍の構成員は、武装闘争、世界革命などのスローガンを掲げ、世界各地において破壊活動等を展開している。

日本赤軍が3年前に行った破壊活動の捜査の際にその構成員Aの携行品に対し捜索差押を実施したところ、押収したメモから換字式暗号の組立・解読に用いる換字表が発見され、そこにはXの氏名等が暗号数字で表示されていた（換字式暗号とは、平文を、1文字または数文字単位で別の文字や記号等に変換することで暗号文を作成する暗号である）。同換字表は、Aが日本赤軍の中心人物であるBとの連絡に用いていたものである。

また、Xは、人民新聞社発行の「新左翼」に、パレスチナにおける武力闘争を呼びかける文章などを50回以上にわたり寄稿している。2年前には、Xは、人民新聞社の中東特派員としての資格も獲得している。人民新聞社は、国内において日本赤軍に宣伝の場を提供したり、日本赤軍への指示支援を呼びかけたり、日本赤軍作成のポスターの販売斡旋などを行っている。

Xは、サウジアラビアを渡航先として、外務大臣Yに対し、一般旅券発給申請書を提出した。Yは、Xが、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると判断し、旅券法13条1項7号に基づき、Xの申請を拒否する処分を行う予定である。

【問い】

YがXの一般旅券発給申請に対して拒否処分をしようとする場合、拒否処分の理由として最低限どのような事柄を記載する必要があるか。その内容を述べた上で、そのような内容が最低限必要とされる理由であると考えた理由を述べなさい。

〔資料〕

○ 旅券法

（一般旅券の発給等の制限）

第13条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

- 一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者
- 二 死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者

- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 第23条の規定により刑に処せられた者
- 五 旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を使用し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治40年法律第45号）第155条第1項又は第158条の規定により刑に処せられた者
- 六 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和28年法律第236号）第1条に規定する帰国者で、同法第2条第1項の措置の対象となつたもの又は同法第3条第1項若しくは第4条の規定による貸付けを受けたもののうち、外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがあるもの
- 七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

(一般旅券の発給をしない場合等の通知)

第14条 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基づき一般旅券の発給若しくは渡航先の追加をしないと決定したとき……は、速やかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

○ 最判昭和60年1月22日民集39巻1号1頁

「旅券法14条は、外務大臣が、同法13条の規定に基づき一般旅券の発給をしないと決定したときは、すみやかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給を申請した者にその旨を通知しなければならないことを規定している。一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁）。旅券法が右のように一般旅券発給拒否通知書に拒否の理由を付記すべきものとしているのは、一般旅券の発給を拒否すれば、憲法22条2項で国民に保障された基本的人権である外国旅行の自由を制限することになるため、拒否事由の有無についての外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、一般旅券発給拒否通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となつた事実関係をも当然知りうるような場合を別として、旅券法の要求する理由付記として十分でないといわなければならない。」